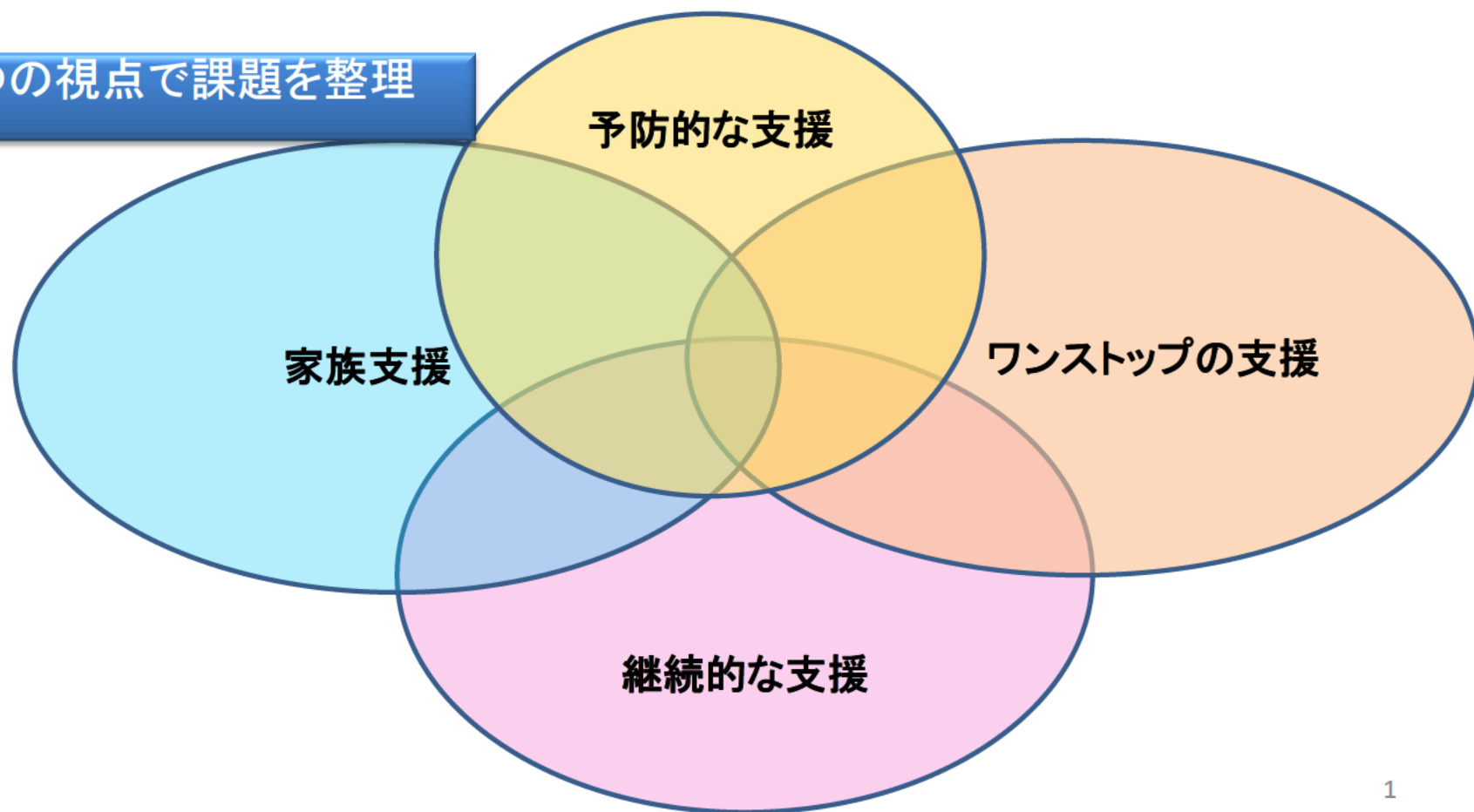


出産・育児まるっとサポートみえ^oH28

母子保健体制構築アドバイザーの活動から

4つの視点で課題を整理



平成27～28年度の 母子保健体制構築アドバイザー訪問実績

平成27年度 成果

29市町への訪問により各市町は「妊娠期からの切れ目のない支援」についての問題意識が明確になり、課題を認識できた。

⇒各市町毎の課題整理表・体系図・支援体制図

平成28年度 成果

前年度の訪問から抽出した10市町への訪問・助言

⇒市町の母子保健に関する課題解決に向けての取組
状況確認と助言、体制図のバージョンアップ
保健所との課題共有

「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」の4つの視点でみた 県内市町の母子保健の取り組み

継続的な支援

① **妊娠届出時アンケート**はすべての市町で同一様式実施

	H27年度市町訪問時	H28年12月時点
フォロー基準のある市町数	4市町 (特定妊婦基準のみ)	13市町
市町スタッフ間の情報共有のしくみがある市町数	—	スタッフ間情報共有 会議有 15市町

② **産院退院直後の支援**

	H27年度市町訪問時	H28年12月時点
「産後2週間～1か月の電話相談」を実施する市町数	3市町	15市町
産後ケア事業を実施する市町数	7市町	10市町

ワンストップの支援

①総合的な相談窓口の設置

	H27年度市町訪問時	H28年12月時点
「子育て世代包括支援センター」のある市町数	—	9市町 (H28.4月時点)

* 子育て世代包括支援センターの事業内容

- ・妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること・・・妊娠届出等
- ・妊娠・出産育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ・支援プランを策定すること
- ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

②関係機関との連携のしくみづくり

市町と地域の医療機関との情報共有会議の定例化

⇒保健所を中心とした連携会議...2か所で実施

- ・顔の見える関係づくり、困難事例の対応検討

予防的な支援

① キーワードは「相談できる身近な人の存在」

- ・妊娠届出時アンケート「困った時に相談できる人がいる」・・・98.4%
- ・1歳半健診時のアンケート「日常の育児で相談相手がいる」・・・99.1%
- ・専門職(助産師、保健師、保育士等)の活用
- ・地域の住民組織、NPOボランティアと連携した母子保健事業(H28.12時点)・・・24市町
課題

人材育成の方法、人材の集め方、保健、福祉の連携

② 相談できる環境の整備・・・子育て世代包括支援センターの拡大

家族支援

① 家族の背景全体をとらえて支援できる力量のある支援者の養成

② 地域のキーパーソンと母子保健活動

③ 母子保健事業と他の年代の事業の協働と連携

○妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

妊娠・出産包括支援事業

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。

妊産婦健康診査事業

産後うつ（抑うつ状態をはじめとする産後の精神的障害）の予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等）の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害の早期発見・早期療育が図られるよう、新生児聴覚検査に係る協議会の設置や、研修会の実施、普及啓発等により、都道府県における推進体制を整備する。

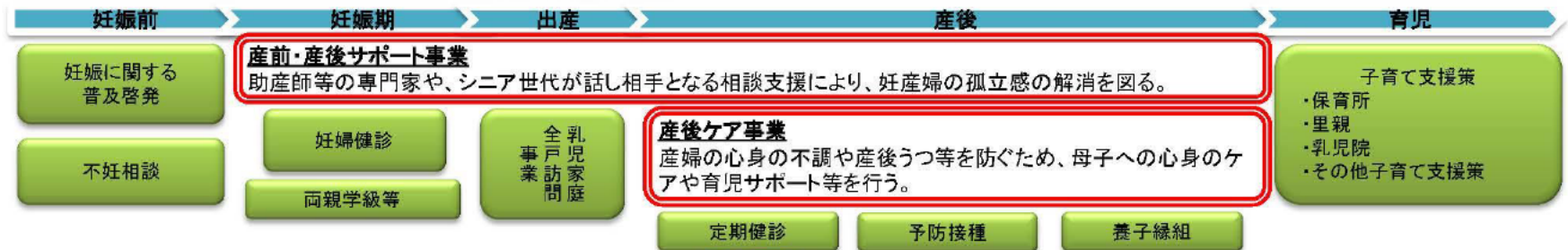
子育て世代包括支援センター

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施
- 保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて支援プランを策定

子育て世代包括支援センター開設準備事業

子育て世代包括支援センターの立ち上げを支援し、同センターの設置促進を図る。

【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施】



妊産婦健康診査事業

産婦健康診査2回分に係る費用について助成を行う。
 ※ 健診の結果、支援が必要な母子への心身のケアや育児サポート等の支援に繋げる観点から、産後ケア事業実施市町村を対象として実施

新生児聴覚検査の体制整備事業

新生児聴覚検査に係る行政機関、医療機関、教育機関、医師会・患者会等の関係機関等による協議会の設置、研修会の実施や普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図る。

母子保健施策を通じた虐待予防等 【公布日施行・母子保健法】

現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



考え方

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものであることが母子保健法上明確になっていない。



改正法による対応

- 母子保健事業の実施に当たっては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

平成29年度の課題・方向性

1 母子保健体制づくりのための個々の市町・地域課題への支援

母子保健体制図のブラッシュアップ

2 市町の情報収集、意見交換の機会の提供

母子保健体制構築アドバイザー、保健所による支援

3 事例対応能力向上のための支援

母子保健コーディネーターの育成、研修会・事例検討会の開催

4 国の方針等の情報提供と補助金の活用

市町担当者会議等